

平成 20 年第 3 回定例
夕 張 市 議 会 会 議 録
平成 20 年 9 月 26 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 平成20年度夕張市国民健康
保険事業会計補正予算
議案第 3 号 平成20年度夕張市老人保健
医療事業会計補正予算
議案第 4 号 平成20年度夕張市介護保険
事業会計補正予算
議案第 5 号 平成20年度夕張市後期高齢
者医療事業会計補正予算
議案第 6 号 平成20年度夕張市水道事業
会計補正予算
議案第 18 号 平成20年度夕張市一般会計
補正予算
議案第 19 号 平成20年度夕張市診療所事
業会計補正予算
議案第 20 号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
- 第 2 議案第 9 号 夕張市医療費給付に関する
条例の一部改正について
- 第 3 議案第 10 号 夕張市共同浴場設置条例の
一部改正について
議案第 11 号 夕張市リフレッシュセンタ
ー清陵設置条例の一部改正について
- 第 4 議案第 12 号 ゆうばりはまなす会館設置
条例の一部改正について
- 第 5 議案第 13 号 財産の取得について
- 第 6 議案第 14 号 財産の譲与及び無償貸付に
ついて
- 第 7 議案第 15 号 夕張市教育委員会委員の任
命について
- 第 8 議案第 16 号 市職員懲戒審査委員会委員
の選任について
- 第 9 議案第 17 号 北海道市町村備荒資金組合

規約の変更について

- 第 10 議案第 21 号 職員定数条例の一部改正に
ついて
- 第 11 認定第 1 号 平成19年度夕張市水道事業
会計決算の認定について
- 第 12 報告第 1 号 定期監査の結果について
- 第 13 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 3 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 5 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
- 第 14 意見書案第 1 号 道路整備に必要な財源の
確保に関する意見書
- 第 15 意見書案第 2 号 新たな過疎対策法の制定
に関する意見書
- 第 16 意見書案第 3 号 実効ある介護労働者の人
材確保と待遇改善の施策を求める意見書
- 第 17 意見書案第 4 号 太陽光発電システムのさ
らなる普及促進を求める意見書
- 第 18 意見書案第 5 号 国家的見地に立った北海
道開発の枠組み堅持を求める意見書

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 加藤喜和君 ただいまから、平成 20 年第 3 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

正木議員

高橋議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、市長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

市長。

●市長 藤倉 肇君 会議冒頭におきましてお時間を割いていただきましてありがとうございます。

さて、今定例市議会の 2 日目に当たります 9 月 19 日の一般質問において、高橋議員に対する答弁について議事録を確認いたしました結果、質問内容にそぐわない発言部分がありましたので、発言の取消しと会議録からの削除をお願いする次第であります。

削除する部分は、市立診療所の改築に関する答弁のうち、私の受け止め違いから高橋議員の再質問内容に訂正を求めた部分であります。

本件につきまして何とぞよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いを申し上げます。

●議長 加藤喜和君 市長に 1 点確認いたしますが、会議録から削除する部分についてはちょっと文

言を、前後をお話しますが、・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・、この部分についてということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ただいま、市長から高橋議員に対する、今確認しました答弁の一部について、発言の取り消しと会議録からの削除の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、市長からの発言の取り消しと会議録からの削除の申し出を許可することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 続きまして、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田委員長。

●角田浩晃君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、議案第 18 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 19 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 20 号夕張市職員給与条例の一部改正について、議案第 21 号職員定数条例の一部改正についての 4 議案でありまして、この案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案 21 件、認定 1 件、報告 5 件、意見書案 5 件の、あわせて 32 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、議案第 2 号平成 20 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 20 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算、議案第 4 号平成 20 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 5 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第 6 号平成 20 年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第 18 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 19 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 20 号夕張市職員給与条例の一部改正について、以上 8 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 2 号ないし議案第 6 号、議案第 18 号ないし議案第 20 号の 8 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号平成 20 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費、医療給付システム改修経費及び基金への利子積み立てに係る経費を計上するものであります。

まず第 1 条、歳入歳出予算の補正額 1,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

7 ページ、1 款総務費 1 項総務管理費につきましては、人事異動等に伴う人件費、道医療給付事業における受給者対象要件の改正に対応するための医療給付システムの改修経費及び国民健康保険準備基金への利子積み立てに係る経費を計上するもの

であります。

8 ページ、4 項特別対策事業費につきましては、嘱託職員 1 名の雇用に伴う所要の経費について計上するものであります。

9 ページ、10 款繰上充用金 1 項繰上充用金につきましては、平成 19 年度国民健康保険事業会計決算見込みにおいて、繰上充用金額が平成 20 年度予算計上額よりも減額となったことを踏まえ、今回補正を行う事業の財源として充当しようとするものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、国民健康保険準備基金における預金利子について計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、20 億 7,741 万 7,000 円となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 号平成 20 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算につきましては、支払基金交付金、国庫支出金などの過年度分について精算する経費を計上するものであります。

まず第 1 条、歳入歳出予算の補正額 1,721 万 8,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

9 ページ、3 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、前年度に交付された交付金等について、精算還付をするため計上するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、1 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金及び 2 款国庫支出金 1 項負担金において、過年度分の精算交付額を計上するものであります。

8 ページ、4 款繰入金 1 項他会計繰入金につきましては、今回の補正に合わせて一般会計からの繰入金を減額するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、2 億 6,340 万 3,000 円となるものであります。

以上で、老人保健医療事業会計補正予算の説明を

終わります。

次に、議案第 4 号平成 20 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費及び過年度過誤納還付金を計上するものであります。

まず第 1 条、歳入歳出予算の補正額 423 万 9,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

7 ページ、1 款総務費 1 項総務管理費につきましては、人事異動等に伴う人件費及び育児休業職員の代替えとして嘱託職員の雇用に伴う経費について組み替えをするものであります。

8 ページ、7 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、前年度に交付された道負担金について精算還付をするため計上するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、今回補正を行う財源不足分を基金より繰り入れするものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、14 億 2,714 万 7,000 円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましては、時間外勤務手当及び保険料の軽減に係る広報経費について計上するものであります。

まず第 1 条、歳入歳出予算の補正額 84 万 6,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

8 ページ、1 款総務費 1 項総務管理費につきましては、時間外勤務手当について計上するものであります。

9 ページ、2 項徴収費につきましては、一定の要件を満たす方の保険料軽減に係る広報経費について計上するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、2 款繰入金 1 項繰入金において、人件費の補正に見合う財源について、一般会

計繰入金として計上するものであります。

7 ページ、4 款広域連合支出金 1 項広域連合交付金につきましては、保険料軽減に係る広報経費相当分を同額計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、2 億 5,748 万 1,000 円となるものであります。

以上で、後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号平成 20 年度夕張市水道事業会計補正予算についてであります。1 ページ、第 2 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出の予定額を、本年 7 月 23 日に発生いたしました落雷災害の復旧にかかる経費及び水道施設情報システムの導入に係る経費についてそれぞれ補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 6 条で定めた起債について災害復旧債を追加し、起債の限度額につきまして所要額を補正しようとするものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終ります。

次に、議案第 18 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算につきましては、先般、9 月 24 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再建変更計画に基づく予算の補正と、計画変更にあたらない経費の組み替えに係る予算の補正を行おうとするものであります。

まず第 1 条、歳入歳出予算の補正額 5,210 万 4,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

初めに、各款項にわたって計上されております人件費の共通内容についてであります。本年 4 月以降の人事異動により生じた現行の配置に合わせて経費の組み替えを行うとともに、時間外勤務手当や平成 19 年人事院勧告に基づく給与改定経費を計上するものであります。

また、燃料費につきましては、原油価格の高騰によって生じる影響分を見込み計上するものであります。

14 ページ、1 款議会費 1 項議会費につきましては、

人件費について減額するものであります。

15 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、退職手当ほか人件費に係る経費、庁舎・公用車に係る燃料費、総合行政システム整備に要する経費、さらには旧遠幌小学校や旧屋外プールなどの不用施設に係る基礎解体工事、緊急措置として実施済みの夕張神社法面復旧工事、幸福の黄色いハンカチ基金の下期助成分に係る経費を計上するものであります。

17 ページ、2 項地域振興費につきましては、人件費に係る経費を計上するものであります。

18 ページ、3 項徴税費につきましては、人件費に係る経費及び住民税年金特別徴収システム整備に要する経費を計上するものであります。

19 ページないし 22 ページの各項につきましては、人件費に係る経費を計上するものであります。

23 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、人件費を始め、障害者自立支援法に係る特別対策事業として障害者用支援器具の購入、施設の燃料費、紅葉山会館屋根塗装及びはまなす会館暖房機設置に要する経費を計上するものであります。なお、後期高齢者医療給付費負担金につきましては、前回の補正で市税過誤納還付金との組み替えによって減額した分を戻すものであります。また、繰出金につきましては、各特別会計の補正に関連し、それぞれ増減をするものであります。

25 ページ、2 項児童福祉費につきましては、人件費及び児童福祉法改正による保育基本額増額などに関連して、所要の扶助費を計上するものであります。

26 ページ、3 項生活保護費につきましては、人件費に係る経費を計上するものであります。

27 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、人件費、葬斎苑及び浴場に係る燃料費、墓地清掃委託料並びに浴場の修繕料を計上するものであります。また、繰出金につきましては、特別会計との関連において計上するものであります。

28 ページ、2 項清掃費につきましては、人件費の

減額ほか、じん芥収集及びし尿処理場管理経費において燃料費及び修繕料を計上するものであります。

29 ページ、6 款農林業費 1 項農業費及び 30 ページ、7 款商工費 1 項商工費につきましては、人件費に係る経費を計上するものであります。

31 ページ、8 款土木費 2 項道路橋りょう費につきましては、燃料費を計上するものであります。

32 ページ、4 項住宅費につきましては、人件費及び今年 4 月に発生した公営住宅の漏水事故を踏まえ、同様の事故を繰り返さないために点検修繕に要する経費を計上するものであります。

33 ページ、9 款消防費 1 項消防費につきましては、新規採用職員 2 名分の経費ほか人件費に係る経費を計上するほか、火災現場での連絡体制を強化するため携帯無線機器並びに消防車両の収納と防災資機材を保管するため倉庫の整備に係る経費を計上するものであります。

34 ページ、10 款教育費 1 項教育総務費につきましては、人件費及び地域で学校を支援する体制づくりを推進する学校支援地域本部事業に係る所要の経費を計上するものであります。

35 ページ、2 項小学校費及び 36 ページ、4 項社会教育費につきましては、人件費に係る経費を計上するものであります。

37 ページ、5 項保健体育費につきましては、企業の支援によって生じたスウィミングセンター解体工事費の予算残を、先にご説明いたしました不用施設の基礎解体工事に振り替えるため減額をするものであります。

38 ページ、11 款公債費 1 項公債費につきましては、養護老人ホームの民間移譲に伴い、起債元金の残額を繰り上げ償還しなければならないことから計上するものであります。

39 ページ、12 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、住民税の過年度分還付のうち、道民税相当分を北海道から受け取ることによる財源の振り替えを計上するものであります。

40 ページ、13 款繰上充用金 1 項繰上充用金につ

きましては、今回補正を行う事業の財源として充当しようとするものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、412 億 6,743 万 2,000 円となるものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 19 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算につきましては一般会計と同様、夕張市財政再建変更計画に基づく予算の補正を行おうとするものであります。

今回の補正は、市立診療所の光熱水費節減のための施設改修工事を計上し、その歳入については一般会計からの繰入金と同額計上するものであります。

これにより、第 1 条、歳入歳出予算の補正額は、273 万 4,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、1 億 934 万 1,000 円となるものであります。

以上で、診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 20 号夕張市職員給与条例の一部改正についてであります。先般、総務大臣より同意が得られました夕張市財政再建変更計画に基づき、平成 19 年人事院勧告による国家公務員の給与改定のうち、扶養手当及び勤勉手当につきまして同改定に準じ、本市の支給制度を改正しようとするものであります。

改正の内容は、扶養手当の子、父母等にかかる扶養親族の 3 人以上と 2 人以下の区分を廃止し、支給月額を一人につき 6,500 円に改定し、平成 20 年 4 月 1 日から実施しようとするものであります。

また、勤勉手当の支給率につきまして、100 の 72.5 を 100 分の 75 に改めようとするものであり、特例措置として、平成 20 年 12 月に支給する勤勉手当につきましては、支給率 100 分の 75 を 100 分の 77.5 とするため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 2 号ないし議案第 6 号、議案第 18

号ないし議案第 20 号の 8 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 8 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 8 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 9 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 9 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、北海道医療給付事業補助制度の改正に伴い、重度心身障害者医療給付に係る給付対象を、重度の精神障がい者の方の通院医療費まで範囲を拡大するほか、乳幼児医療給付における入院医療費の助成を、現行の 6 歳から 12 歳までとするなど、新たに制度対象の拡大を図るため、条例の一部を改正し、本年 10 月 1 日から適用しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 10 号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、議案第 11 号夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、及び議案第 11 号夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について、2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案はいずれも、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額が本年 8 月 11 日に改正施行されたことに伴い、市内 3 カ所の共同浴場並びにリフレッシュセンター清陵のそれぞれの入浴料金中、大人の入浴料金一回、現行 390 円を 420 円に改めるものであります。

また、回数券入浴料金につきましては、現行の一回券 11 枚つづりから一回券 6 枚つづりに変更し、これにより、回数券入浴料金を大人 3,900 円を 2,400 円に、中人 1,400 円を 800 円に、小人 700 円を 400 円にそれぞれ改め、本年 10 月 1 日から適用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案 10 号及び議案 11 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 12 号ゆうばりはまなす会館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 12 号ゆうばりはまなす会館設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により指定管理者が定める利用料金のうち、葬儀会場として利用する場合の上限額を現行の 10 万円から、市内生活館等と同額の 15 万円に引き上げ、指定管理者の施設運営管理経費などの確保を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、議案第 13 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 13 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市の財政再建計画に基づき、夕張市土地開発公社が保有している福住 7 番 1 ほか 101 筆、33 万 5,290.51 平方メートルのすでに市において供用

を開始している土地について取得しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、議案第 14 号財産の譲与及び無償貸付についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 14 号財産の譲与及び無償貸付について提案理由をご説明申し上げます。

市内紅葉山において市が運営しております養護老人ホームは、市の財政再建計画において平成 21 年 3 月末で廃止の予定でありましたが、恵庭市に本部を置く社会福祉法人いちはつの会より運営を引き受けたいとの表明があり、本年 10 月 1 日、同法人に移管することとなったところであります。

同法人につきましては、引き続き現在地において養護老人ホームの施設を利用し運営を行うことから、当該建物並びに工作物については無償譲与し、敷地については無償貸付することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、本案のとおり議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 先ほどの私の発言について、「むしょうかしつけ」に訂正させていただきたいと思います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 7、議案第 15 号夕張市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 15 号夕張市教育委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります氏家孝治さんが本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任について、同氏を再度任命することについて同意を得ようとするものであります。

なお、氏家さんの略歴につきましては省略をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 8、議案第 16 号市職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といた

します。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 16 号市職員懲戒審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります岡崎光雄さん、飯田正美さん並びに照井正之さんが本年 10 月 3 日をもって任期満了となりますので、その後任として岡崎光雄さん並びに照井正之さんについては再度選任することとし、飯田正美さんの後任として、新たに渡辺秀明さんを選任することについて、それぞれ同意を得ようとするものであります。

なお、岡崎さん、照井さんの略歴につきましては省略させていただき、渡辺さんの略歴を申し上げます。

渡辺さんは、昭和 24 年 5 月 22 日生まれ、59 歳であります。

昭和 43 年 3 月、北海道立夕張北高等学校を卒業、同年 4 月夕張信用金庫に入庫、平成 13 年 10 月の北海信用金庫と合併後も継続勤務され、平成 14 年 1 月、北海信用金庫清水沢支店長、平成 16 年 3 月、夕張支店長に就任し、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 9、議案第 17 号北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 17 号北海道市町村備荒資金組合理約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本市が加入しております北海道市町村備荒資金組合におきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、当該市町村の自助努力を補完するために、普通納付金の返還の特例制度を創設するため、同組合理約を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 10、議案第 21 号職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 21 号職員定数条例の一部を改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市養護老人ホームの廃止により、同所勤務職員の配置替え及び現状の事務執行状況等を勘案し、一層の事務執行体制の適正化に向け行政組織の定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 に入る前に、理事者の方から訂正したい旨の申し出がありますので、これを許します。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 先ほど、議案第 15 号夕張市教育委員会委員の任命について説明をさせていただきましたけれども、現委員であります氏家さんのお名前を「こうじさん」と申し上げましたけども、「たかはるさん」の間違いでございます。

大変失礼を申し上げました。訂正させていただきますと思います。

よろしく願いをいたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 11、認定第 1 号平成 19 年度夕張市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

山本委員長。

●山本勝昭君（登壇） ただいまから、第 3 回定例市議会第 2 日目の本会議において本委員会に審査を付託されました、認定第 1 号平成 19 年度夕張市水道事業会計決算の認定について審査した経過並びについてご報告を申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本特別委員会は議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の

全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略したいと存じますので、ご承知のほどお願い申し上げます。

審査は、まず理事者から補足説明を聴取した後、大綱的な質疑を行い、次いで決算書の審査を行い、これが終了後、諸帳簿、証書等の照査を行うなど、細部にわたり慎重に検討を加えたところであります。

その結果、本件は全会一致をもってこれを認定すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 12、報告第 1 号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 13、報告第 2 号ないし第 5 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 14、意見書案第 1 号
道路整備に必要な財源の確保に関する意見書を議題
といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 加藤喜和君 日程第 15、意見書案第 2 号
新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とい
たします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 加藤喜和君 日程第 16、意見書案第 3 号
実効ある介護労働者の人材確保と待遇改善の施策を
求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 加藤喜和君 日程第 17、意見書案第 4 号
太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意

見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 加藤喜和君 日程第 18、意見書案第 5 号
国家的見地に立った北海道開発の枠組み堅持を求め
る意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 加藤喜和君 以上で本日の日程はすべて
終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 加藤喜和君 これをもって第 3 回定例夕
張市議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 16 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 正 木 邦 明

夕張市議会 議 員 高 橋 一 太